

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	主要国における投票率—投票参加に影響を及ぼす要因と国内外の取組事例—（資料）
他言語論題 Title in other language	Issues on Voter Turnout
著者 / 所属 Author(s)	那須 俊貴 (Nasu, Toshiki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	822
刊行日 Issue Date	2019-07-20
ページ Pages	87-111
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	投票率に影響を与える要因は、社会経済的要因、政治的要因、制度的要因、個人的要因等に整理される。投票率向上等を目的として、国内外で投票環境向上を図る取組などが行われている。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 主要国における投票率

## —投票参加に影響を及ぼす要因と国内外の取組事例—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
政治議会課 那須 俊貴

### 目 次

はじめに

- I 投票率に影響を及ぼす要因
  - 1 投票参加の可能性を説明するモデル
  - 2 投票率に影響を与える具体的要因
- II 投票率向上等を目的とする取組
  - 1 国内における最近の取組事例
  - 2 国外における取組事例

おわりに

- 別図1 主要国の議会選挙における投票率の推移（2000年以降）
- 別図2 衆議院議員総選挙における世代別投票率
- 別図3 参議院議員通常選挙における世代別投票率
- 別図4 アメリカにおける世代別投票率
- 別図5 イギリス下院総選挙における世代別投票率
- 別図6 ドイツ下院総選挙における世代別投票率
- 別図7 フランスにおける世代別投票率
- 別図8 スウェーデン議会総選挙における世代別投票率
- 別図9 国政選挙における期日前投票制度の利用状況等の推移
- 別図10 国政選挙における期日前投票所数等の推移
- 別図11 国政選挙における投票所数及び開閉時刻変更状況の推移

キーワード：投票率、投票行動、選挙制度

## 要 旨

アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、エストニア、スウェーデン及び我が国における 2000 年以降の議会選挙の投票率を比較すると、オーストラリアやスウェーデンが高投票率を維持している一方で、アメリカは低投票率にとどまっている。我が国も含めた他の国の投票率は、おおむねこの 3 か国の投票率の間で推移している。

このように各国で異なる投票率に影響を与える要因の例として、人口規模等の社会経済的要因、選挙の接戦の程度等の政治的要因、選挙制度等の制度的要因、年齢等の個人的要因が挙げられる。これらの要因のうち、社会経済的要因や政治的要因は、その時々々の社会情勢や政治情勢に左右されやすいため、投票率向上の取組としては、制度的要因や個人的要因に着目した取組が考えられ、国内外で様々な試みが行われている。

## はじめに

2000 年以降の各国の議会選挙における投票率を比較すると<sup>(1)</sup>、オーストラリア下院が 90% 台を、スウェーデン議会（一院制）が 80% 台をそれぞれ維持する一方で<sup>(2)</sup>、アメリカ下院は高いときでも 50% 台にとどまっている（本稿末尾の別図 1 を参照。以降言及する別図 2～11 は、全て末尾に掲載する。）<sup>(3)</sup>。我が国の衆議院及び参議院を含め、他の国々の議会（イギリス下院、ドイツ下院、フランス下院及びエストニア議会（一院制）<sup>(4)</sup>）の選挙の投票率は、おおむねオーストラリア下院及びスウェーデン議会の投票率と、アメリカ下院の投票率の間で推移している。その中で、我が国の投票率は、衆議院が 50～60% 台、参議院が 50% 台でそれぞれ推移しており、各国と比較すると、必ずしも高くない<sup>(5)</sup>。そこで本稿では、議会制民主主義の基本が投票による政治参加にあることを踏まえ、投票率に影響を及ぼす要因について整理し、国内外における投票率向上等を目的とする取組事例を紹介して、投票率をめぐる議論の参考に供することとする<sup>(6)</sup>。具

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 5 月 31 日である。

(1) 本稿では、我が国のほか、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、エストニア及びスウェーデンの 2000 年以降の投票率を比較した。より多くの国を調査対象とした資料として、OECD 加盟国の 1988 年から 2009 年までの国政選挙の投票率の推移をまとめた次の資料がある。佐藤令「23 投票率」『国際比較にみる日本の政策課題—総合調査報告書—』（調査資料 2009-2）国立国会図書館調査及び立法考査局，2010，pp.94-97。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1166389\\_po\\_200902.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166389_po_200902.pdf?contentNo=1)>

(2) この 2 か国の投票率が高い理由については、II 2 (1) 及び (3) で後述する。

(3) アメリカでは、選挙で投票するために有権者が自ら有権者登録を行わなければならない、そのことが低い投票率の一因となっている。また、大統領選挙が行われない年の連邦議会選挙である中間選挙の投票率は、大統領選挙が同時に行われる年の投票率と比較すると一般的に低くなる傾向があるため、同国の投票率を折れ線グラフで表すと、山と谷を繰り返す形となる（別図 1 参照）。廣瀬淳子「アメリカ連邦議会議員選挙制度—中間選挙をめぐる課題—」『レファレンス』772 号，2015.5，pp.32-33。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9368694\\_po\\_077202.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9368694_po_077202.pdf?contentNo=1)>

(4) エストニアの投票率については、同国の投票制度として注目を集めているインターネット投票の影響等の観点から、II 2 (2) で後述する。

(5) 余りにも投票率が低いと選挙の有効性が問われるほか、投票者と棄権者の間に政策に対する選好の差がある場合には、実際の政策に投票者の選好が反映されやすいという指摘がある。山田真裕『政治参加と民主政治』（シリーズ日本の政治 4）東京大学出版会，2016，pp.104-105。

体的には、まずⅠにおいて、有権者の投票参加に影響を与える要因を統一的に説明するモデルの一つを紹介した上で、投票率に影響を与える個別の要因を例示する。次にⅡにおいて、国内の最近の取組事例を紹介した上で、国外の取組事例として、高い投票率や特徴的な投票制度で注目されているオーストラリア、エストニア、スウェーデンの3か国を取り上げる。なお、国内外とも国政選挙の状況を中心に紹介する。

## I 投票率に影響を及ぼす要因

国ごとに、また、選挙ごとに投票率に影響を与える要因は様々であるが、有権者の投票参加に影響を与える要因を統一的に説明する最もよく知られたモデルの一つとして、 $R = P \times B - C + D$ という式が挙げられる<sup>(7)</sup>。このモデルは、投票参加に影響を与える要因の相互の関係を一つの式で表しており、投票率をめぐる議論において有用である。そこで、本章ではまずこのモデルに即して各要因を説明し、その後、より具体的に投票率に影響を与えるとされる個別の要因を紹介する。

### 1 投票参加の可能性を説明するモデル

#### (1) 合理的選択理論による投票参加の可能性の説明 ( $R = P \times B - C + D$ )

この式は、行為者が可能な限り完全な情報に基づいて各選択肢の効用を比較し、最大の効用を得られる選択肢を選ぶとした場合、どのように行動するかを明らかにする合理的選択理論に基づくものである。この式において、 $R$ は有権者が選挙で投票することにより得られると期待される効用を表す。有権者は、投票による効用である $R$ がプラスであれば投票し、ゼロ以下であれば棄権すると説明される。この式において $R$ を規定する $P$ 、 $B$ 、 $C$ 、 $D$ の意義は、次のとおりである。

#### (2) $P$ の意義

$P$ は、投票が選挙結果に影響を及ぼす可能性を表す。有権者が、投票で選挙結果に大きな影響を及ぼすことができると考えれば、投票の可能性は高くなり、投票が選挙結果に全く影響を及ぼさないと考えれば、投票の可能性は低くなる。具体的には、選挙が接戦であるほど自らの一票の価値が大きく思えるため、投票の可能性が高くなると予想される<sup>(8)</sup>。

#### (3) $B$ の意義

$B$ は、各政党が政権を取った場合や、各候補者が当選した場合にもたらすと期待される効用の差を表す。例えば、 $A$ 政党が政権を取った場合と $B$ 政党が政権を取った場合における有権者の効用の差を意味する。その差が大きいくほど投票の可能性は高くなるが、どの選択肢でも変わ

(6) 投票率をめぐる様々な議論を紹介した論文として、吉本紀「短報 投票率向上策に関する議論」『レファレンス』563号、1997.12、pp.83-98がある。

(7)  $R$ はreward、 $P$ はprobability、 $B$ はbenefit、 $C$ はcost、 $D$ はdutyを表す。平野浩「第9章 投票行動と政党」川人貞史ほか『現代の政党と選挙 新版』有斐閣、2011、pp.182-186；山田 前掲注(5)、pp.75-79。本章で取り上げたモデルのほかにも、投票参加を説明する議論には様々なものがある。それらの議論を紹介している文献として、三宅一郎「投票参加の理論と実証—最近の政治学的研究から—」『日本學士院紀要』59巻2号、2005.1、pp.67-86；山田 同、pp.53-99などがある。

(8) 飯田健「第4章 投票参加」岩崎正洋編『選挙と民主主義』吉田書店、2013、p.84。

らないと考えれば投票の可能性は低くなる<sup>(9)</sup>。そのため、各政党や各候補者の主張がはっきり異なる場合は投票の可能性が高くなると予想される<sup>(10)</sup>。

#### (4) C の意義

C は、投票に必要な時間や労力などの投票に掛かるコストを表す。このコストが低いほど、投票の可能性は高くなる。具体例として、選挙当日の天候が投票率に及ぼす影響が挙げられる。選挙当日の悪天候や酷暑・酷寒は、有権者が投票所へ行くコストを上げるため、投票の可能性が低くなるとされる<sup>(11)</sup>。

#### (5) D の意義

D は、投票という義務を果たすことで得られる満足感や、政治的な選好を表明することで得られる満足感等を表す<sup>(12)</sup>。投票義務感や選好を表明する欲求が強いほど、投票の可能性が高くなる。例えば、諸外国では義務投票制度を採用している国<sup>(13)</sup>があるが、同制度により、投票義務感が高まるとされる<sup>(14)</sup>。

## 2 投票率に影響を与える具体的要因

有権者の投票参加の可能性を説明するモデルの一つとして、 $R = P \times B - C + D$  という式を紹介した。これは、投票参加に影響を与える要因の相互の関係を一つの式で表し、投票参加の可能性を説明するものである。これに対して以下では、紹介した式の内容と一部重複する部分もあるが、投票率に影響を与える個別的要因について、より具体的に整理して紹介する<sup>(15)</sup>。

### (1) 社会経済的要因

#### (i) 人口規模

人口規模が小さい国ほど、一票の意義が大きくなるため、より多くの有権者が投票するようになる<sup>(16)</sup>。

(9) したがって、特定の候補者に対する選好を持たない無党派の有権者の方が、党派性のある有権者よりも投票率が低くなることが予想される。同上, pp.84-85.

(10) 政党や候補者による選挙運動は、候補者間の違いをより明確にすることにつながるため、有権者の投票を促進するとされる。同上, pp.84-87.

(11) 同上, p.88.

(12) 前述の B が候補者の当選等から得られる効用を意味するのに対し、D は投票すること自体から得られる効用を意味するとされる。

(13) 義務投票制度を採用している国の例として、オーストラリアの状況について II 2 (1) で後述する。同制度は、ベルギーやルクセンブルクなどでも採用されている。

(14) 義務投票制度においては、棄権に対して罰則が科されることで棄権のコストが高まるため、投票のコスト（前述の C に相当する。）が相対的に低くなるという点からも、投票する可能性が高くなるとされる。平野 前掲注(7), p.186.

(15) 以下の投票率に影響を与える要因についての記述は、Abdurashid Solijonov, *Voter Turnout Trends around the World*, Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance, 2016, pp.35-41. <<https://www.idea.int/sites/default/files/publications/voter-turnout-trends-around-the-world.pdf>>; Andrew Ellis et al., *Engaging the Electorate: Initiatives to Promote Voter Turnout from Around the World*, Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance, 2006, pp.12-17 に依拠した。これらの資料は、投票率に影響を与えるとして一般的に挙げられている要因を簡潔にまとめている。

(16) 国全体の人口だけでなく、選挙区の有権者数が少ない場合も、有権者の一票の意義が大きくなるため、投票率が高くなるとされる。三宅 前掲注(7), p.75.



## (ii) 人口の流動性

同じ地域に長く居住するほど、地域の争点や候補者に精通し、日常生活に影響を与える政治的決定に対する関心も増すため、より投票するようになるとされる<sup>(17)</sup>。他方、頻繁な転居は、政治に関わる意欲の減少につながる。

## (iii) 経済発展

経済的に発展した国の有権者の方が、政治に関する知識も豊富で、政治過程に関わるとされる<sup>(18)</sup>。一方、経済的に困難な状況は有権者の無関心を生み、有権者が政治に関わらないようになるため、政治参加に否定的な影響を及ぼす。

## (2) 政治的要因

### (i) 選挙の接戦の程度

自らの投票が選挙結果に影響を与える可能性が投票の有無に影響するため、選挙が接戦になることが見込まれるほど、投票の可能性は高くなるとされる。

### (ii) 争点に関する認識

選挙結果が異なった場合に、重要な争点について政府の政策の方向性が変わる程度が、投票率に影響するとされる。例えば、多くの有権者に影響する問題について、選挙で競合する各政党が異なる政策を掲げる場合、自らの見解に近い政党を選ぶために有権者の投票意欲が高まると指摘されている。

### (iii) 選挙運動における支出

選挙運動に多くの費用が支出されると、政党や候補者の選挙運動が活発になり、有権者の選挙に関する意識が高まることが指摘されている。また、政治に関する情報の広範な流布も可能となり、有権者による候補者や政党の政策についての情報の獲得が容易になるとされる。

### (iv) 政党の数

選挙で争う政党の数は投票率に影響を与えるが、どのように影響を与えるかについては研究者の間でも合意がみられないとされる。政党が多いほど選択肢が増え、投票意欲が高まるといふ見方がある一方で、余りに多くの政党が存在する場合は有権者が混乱し、自らの投票が選挙結果に与える影響に関する判断を困難にするという見方もある。

## (3) 制度的要因

### (i) 選挙制度

比例代表制による選挙の方が、多数代表制<sup>(19)</sup>による選挙よりも投票率が高いとされる。比例代表制は定数が複数であり、多くの政党に議席を獲得する可能性があるため、有権者が自らの

(17) 特に地方選挙において、居住年数が長い有権者の方が投票する可能性が高いと指摘されている。菅原琢「不安定化する社会に対応できない日本の選挙」『中央公論』129巻4号, 2015.4, pp.84-87.

(18) これに対して、一定の教育を受けて政治に対する関心を持ちながら、投票には行かない多くの有権者の存在も指摘されている。甲斐祥子『現代政治のナビゲーター 新2版』北樹出版, 2014, p.32.

(19) 最も多く得票した候補者又は政党が議席を獲得する制度であり、選挙区内の議席を全て獲得する場合が多い。小選挙区制などが含まれる。那須俊貴「諸外国の選挙制度一類型とその効果— (資料)」『レファレンス』809号, 2018.6, p.35. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11106296\\_po\\_080903.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11106296_po_080903.pdf?contentNo=1)>

投票の影響力を大きく見積もるからである<sup>(20)</sup>。逆に多数代表制に含まれる小選挙区制は定数が1であり、有力な候補者が出馬して選挙前から結果が予測できる選挙区も含まれるため、比例代表制よりも投票率が低いとされる<sup>(21)</sup>。

## (ii) 義務投票制度

投票が法的義務である場合、投票率は高くなるとされる<sup>(22)</sup>。ただし、棄権に対する制裁が不十分な場合や規制が遵守されていない場合は、投票率は高くなると指摘されている。

## (iii) 同日選挙等

複数の選挙が同じ日に実施されると、投票率は高くなる。これは、有権者が複数の選挙のうち少なくとも一つの選挙（例えば同日に実施される選挙のうち最も注目される選挙）で投票しようとするためであるなどとされる<sup>(23)</sup>。また、選挙の頻度も投票率に影響し、頻繁に選挙が行われると、投票率は低くなるとされる<sup>(24)</sup>。

## (iv) 有権者登録

有権者が自ら有権者登録を行う必要がある場合、登録に要する時間や費用等が有権者の負担となり、登録率や投票率に影響するとされる。このような負担を取り除く方法として、職権登録<sup>(25)</sup>や選挙当日の登録を認めることが挙げられている。

## (v) 投票方法等

投票に関する様々な制度は、投票率に影響するとされる<sup>(26)</sup>。例えば、投票日の日数（1日か2日以上か）<sup>(27)</sup>、投票日の曜日（休日か平日か）<sup>(28)</sup>、投票所までの距離<sup>(29)</sup>、代替的な投票方法（期日前投票、郵便投票、代理投票等）の有無などである。電子的な投票方法も注目を集めているが<sup>(30)</sup>、

<sup>(20)</sup> 飯田 前掲注(8) 比例代表制が投票率を高める理由として、より詳細に①得票率と議席率が比例するため、有権者が自分の一票の有効性を感じることができる、②定数の規模が大きく選挙に参加する政党の数が多くなるため、選択肢がないことを理由とする棄権が減るとともに、多くの政党が様々な有権者集団に選挙動員を行う、③政党と社会の中の集団との結び付きが強固であり、政党は各集団を通じて容易に選挙動員を行う、④競争的な選挙区と無風の選挙区が混在する小選挙区制と異なり、得票の増加が議席の増加につながるため全選挙区を通じて競争的になるという点が挙げられている。Daniel M. Smith, “Chapter 10 Electoral Systems and Voter Turnout,” Erik S. Herron et al., eds., *The Oxford Handbook of Electoral Systems*, New York: Oxford University Press, 2018, pp.194-195.

<sup>(21)</sup> 飯田 同上

<sup>(22)</sup> 義務投票制度を採用している国の例として、オーストラリアの状況についてⅡ2(1)で後述する。

<sup>(23)</sup> 我が国において、衆参同日選挙が行われた1980(昭和55)年及び1986(昭和61)年の投票率は、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙のいずれにおいても前回選挙の投票率を上回った。1980(昭和55)年の総選挙は74.57%(前回総選挙は68.01%)、通常選挙は74.54%(前回通常選挙は68.49%)であり、1986(昭和61)年の総選挙は71.40%(前回総選挙は67.94%)、通常選挙は71.36%(前回通常選挙は57.00%)であった。なお、総選挙は中選挙区、通常選挙は地方区・選挙区の投票率である。「国政選挙における投票率の推移」総務省ウェブサイト <[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/ritu/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/index.html)> 投票率が上昇する理由としては、単独で行われる選挙に何度も行く必要がなくなるため投票のコストが減ること、報道で大きく取り上げられ有権者の関心が高まること、選挙動員が活発化することなども挙げられている。蒲島郁夫『政治参加』(現代政治学叢書 6) 東京大学出版会, 1988, pp.161-163.

<sup>(24)</sup> 選挙の頻度が多いと、選挙に対する有権者の緊張感が低下して倦怠感が惹起されるなど、投票率が低下する可能性が高いとされる。内田満「選挙制度と投票参加の間」『早稲田政治経済学雑誌』329号, 1997.1, pp.10-16.

<sup>(25)</sup> 高い投票率で注目されているスウェーデンは、職権登録を採用している。同国の状況については、Ⅱ2(3)で後述する。

<sup>(26)</sup> 投票方法等に関する投票率向上等を目的とした国内における最近の取組事例について、Ⅱ1で後述する。

<sup>(27)</sup> 例えばイタリアの総選挙の投票日は、従来連続する2日間にわたっていたが、直近の2018年総選挙から1日のみとされた。伊藤武「イタリアにおける選挙ガバナンス—民主化と分散的設計のパラドクス—」『年報政治学2018-II』(特集 選挙ガバナンスと民主主義) 2018, p.117.

<sup>(28)</sup> アメリカでは、議会選挙を含めて各種の選挙が、偶数年の11月の第一月曜日の翌日の火曜日に行われる。同国の低投票率の要因の一つとして、平日である火曜日に選挙が行われることも指摘されている。廣瀬 前掲注(3), pp.25-26, 32-33.

投票率への影響は証明されていないとされる<sup>(31)</sup>。

#### (4) 個人的要因

##### (i) 年齢

年齢は投票率に影響を与える最も重要な要因の一つとされる。各国において程度の差はあるものの、おおむね年齢が高くなるほど投票率も高くなる傾向が見られる(別図2~8参照)。例えば我が国でも年齢が投票率に及ぼす影響は大きく、別図2及び別図3が示すように、60代ぐらまでは年齢が高くなるほど投票率も高くなるが、70代ぐらいを境に投票率は低下する。これは、60代ぐらまでは加齢とともに社会とのつながりが深まり、政治に対する関心などが高まるものの、70代ぐらから社会とのつながりが弱まり、体力も低下するためであるとされる<sup>(32)</sup>。これに対して、投票行動は世代によって異なり、若い時に投票率が低かった世代は、年齢を重ねても前の世代の投票率まで達しない可能性も指摘されている<sup>(33)</sup>。

若者の投票率が低い理由としては、人生において教育や就職等に取り組みなければいけない段階にあること、選挙権年齢に達する時期に家族から離れて生活を始める場合は投票について学ぶことが困難であること、政治の場において若者の関心が必ずしも顧みられていないことなどが挙げられている。また、若い有権者の政治的無関心が、多くの国において懸念されている<sup>(34)</sup>。

##### (ii) 教育

高い水準の教育を受けた有権者の方が、政治参加の機会や手段等を有し、投票する傾向があるとされる。ただし、常にこのような関係が見られるわけではなく、逆の結果が示される場合

(29) 2017(平成29)年衆議院議員総選挙に際し、明るい選挙推進協会が全国の有権者を対象として行った意識調査(以下「平成29年衆院選明推協意識調査」という。)によると、投票所までの所要時間が長くなるにつれて、投票に行ったという回答の割合が低下している。明るい選挙推進協会『第48回衆議院議員総選挙全国意識調査—調査結果の概要—』2018, p.35. <<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/07/48syuishikicyosa-1.pdf>>

(30) 我が国では、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」が、在外選挙における投票環境向上等を目的としたインターネット投票の導入について検討を行い、2018(平成30)年8月に、在外選挙での導入に向けた課題は乗り越えられるとする報告書を取りまとめた。投票環境の向上方策等に関する研究会『投票環境の向上方策等に関する研究会報告』2018.8, pp.7-13. 総務省ウェブサイト <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000568570.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000568570.pdf)>

(31) エストニアの投票率について、同国の投票制度として注目を集めているインターネット投票の影響等の観点から、II2(2)で後述する。

(32) 平野 前掲注(7), p.187. なお、一般的には加齢とともに投票率が高くなるとされているが、10代の投票率は、2016(平成28)年参議院議員通常選挙において20代及び30代の投票率よりも高く、2017(平成29)年衆議院議員総選挙においても20代の投票率より高かった(別図2及び別図3参照)。10代の投票率の方が高い要因として、選挙権年齢の18歳への引下げに伴う主権者教育の効果や、18歳選挙権による初めての国政選挙であったこと等が指摘されている。また、10代の投票率のうち18歳の投票率と19歳の投票率を比較すると、これら2回のいずれの選挙においても、18歳の方が19歳よりも高かった。この要因として、大学生や社会人が多い19歳に比べて18歳は高校で主権者教育を受ける機会があること、就職や進学に伴う転居に際して住民票を異動させていない19歳が少なくないこと等が指摘されている。蓮見二郎「参院選における18歳の投票状況とその背景」『Voters』35号, 2016.12, pp.4-5;「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」2017.3, pp.6-7. 総務省ウェブサイト <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000474648.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000474648.pdf)>

(33) 小林良彰「加齢効果より大きい世代効果」『Voters』20号, 2014.6, pp.4-5.

(34) 平成29年衆院選明推協意識調査では、政治について非常に関心を持っているという回答と多少は関心を持っているという回答の合計で比較すると、若い世代の政治に対する関心はほかの世代よりも低く、70代までは年代が上がるにつれて政治に対する関心が高まっている。明るい選挙推進協会 前掲注(29), p.26. また、海外においても例えばイギリスでは、2018年に行われた調査によると、若い世代の政治に対する関心は、中高年世代の政治に対する関心よりも低くなっている。“Audit of Political Engagement 16: The 2019 Report,” 2019, p.31. Hansard Society Website <[https://assets.ctfassets.net/rdwvqctnt75b/7iQEHtrkIbLcrUkduGmo9b/cb429a657e97cad61e61853c05c8c4d1/Hansard-Society\\_Audit-of-Political-Engagement-16\\_2019-report.pdf](https://assets.ctfassets.net/rdwvqctnt75b/7iQEHtrkIbLcrUkduGmo9b/cb429a657e97cad61e61853c05c8c4d1/Hansard-Society_Audit-of-Political-Engagement-16_2019-report.pdf)>



もある<sup>(35)</sup>。

### (iii) 政治に対する関心等

政治に対する関心の程度は、投票率に影響を与える要因である。学校等における主権者教育<sup>(36)</sup>や、政治に関する議論等<sup>(37)</sup>が許容される環境により、有権者の政治に対する関心を高める社会では、投票率も高くなるとされる<sup>(38)</sup>。また、政治的有効性感覚<sup>(39)</sup>も投票の有無を決定する要因の一つであり、有権者が政治に対して無力感等を抱く場合などは、政治的有効性感覚が低下し、棄権の可能性が高まるとされる<sup>(40)</sup>。

### (iv) 義務意識

政治的な決定に貢献することが義務であると認識される場合がある。このような義務の意識は、投票に影響を与える重要な要因の一つであるとされる<sup>(41)</sup>。

## II 投票率向上等を目的とする取組

Iの2で挙げた投票率に影響を与える具体的要因のうち、社会経済的要因や政治的要因は、その時々々の社会情勢や政治情勢に左右されやすいため、投票率向上の取組としては、制度的要因や個人的要因に着目した取組が考えられる。以下、国内外における取組事例を挙げる。

### 1 国内における最近の取組事例

本節では国内における最近の取組事例として、選挙当日に有権者の投票の便宜のために設置される共通投票所、有権者の利用割合が高まっている期日前投票所の設置場所の工夫、投票所

<sup>(35)</sup> 我が国では、1970年代から80年代にかけて、教育程度と投票参加の間に、一般的に指摘されている傾向とは逆の関係が見られたものの、90年代から2000年代以降は、教育程度が高い方が投票に参加する傾向が見られるようになったとされている。境家史郎「投票参加の社会的格差について考える」『Voters』20号, 2014.6, pp.14-15. ただし、近年の我が国における教育程度の差に基づく投票参加の差の拡大は、国際的に比較するとそれほど顕著ではないと指摘されている。山田真裕「投票参加における社会経済的バイアスの国際比較と日本」『レヴァイアサン』63号, 2018.秋, pp.30-41.

<sup>(36)</sup> 2016(平成28)年12月に公表された全国の18~20歳を対象とした意識調査(以下「18歳選挙権意識調査」という。)では、高校で選挙や政治に関する授業を受けたことがあると回答した人の方が、そのような授業を受けたことがないと回答した人よりも、2016(平成28)年参議院議員通常選挙において投票に行ったと回答した割合が高くなっている。また、主権者教育に関連して、この意識調査では、子供の頃に親が行く投票について行ったことがあると回答した人の方が、ついて行ったことがないと回答した人や分からないと回答した人よりも、投票に行ったと回答した割合が高くなっている。「18歳選挙権に関する意識調査報告書」2016.12, p.14. 総務省ウェブサイト<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000456091.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000456091.pdf)>

<sup>(37)</sup> 18歳選挙権意識調査では、家族と政治の話をする頻度が多い人の方が、2016(平成28)年参議院議員通常選挙において投票に行ったと回答した割合が高くなっている。同様に、友人と政治の話をする頻度が多い人の方が、投票に行ったと回答した割合が高くなっている。同上, p.13.

<sup>(38)</sup> 平成29年衆院選明推協意識調査によると、政治に対する関心が高いほど、投票に行ったという回答の割合が高くなっている。明るい選挙推進協会 前掲注<sup>(29)</sup>, pp.36-37.

<sup>(39)</sup> 自らの行動等が政治過程に対して影響を与えているという感覚を意味する。猪口孝ほか編『政治学事典』弘文堂, 2000, p.605.

<sup>(40)</sup> 投票率が低下傾向にあることの背景の一つとして、政治的有効性感覚の減少が指摘されている。小野耕二「投票率」をめぐる問題状況と対応策への政治学的視角」『名古屋大学法政論集』248号, 2013.3, pp.355-352.

<sup>(41)</sup> 平成29年衆院選明推協意識調査によると、選挙で投票することを国民の義務と考えている人や権利であるが棄権すべきではないと考えている人の方が、個人の自由と考えている人よりも、投票に行ったという回答の割合が高くなっている。明るい選挙推進協会 前掲注<sup>(29)</sup>, pp.37-38.

数の減少や高齢化の進行等を背景とした投票所等への移動支援等を紹介する。これらの取組は、I2で挙げた投票率に影響を与える具体的要因のうち、(3)(v)で言及した投票方法等の制度的要因に位置付けられる。

### (1) 共通投票所の設置

共通投票所は「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」(平成28年法律第24号)により導入された制度であり<sup>(42)</sup>、選挙当日に投票区の投票所のほかに当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する有権者も投票できる投票所として、市町村の選挙管理委員会が有権者の投票の便宜のため必要があると認める場合に設けることができる。2016(平成28)年参議院議員通常選挙では、北海道函館市、青森県平川市、長野県高森町及び熊本県南阿蘇村が共通投票所を設置した<sup>(43)</sup>。2017(平成29)年衆議院議員総選挙では、北海道函館市、青森県平川市及び長野県高森町が引き続き共通投票所を設置したほか、岩手県一関市も設置した<sup>(44)</sup>。これらの市町村では、熊本県南阿蘇村を除き、商業施設に共通投票所が設置された<sup>(45)</sup>。

例えば、2016(平成28)年参議院議員通常選挙における北海道函館市の取組について、同市の選挙管理委員会の担当者は、実際の利用者数は予想より少なかったものの、利用者の反応が良かったことなどから、利用者数は今後増加していくという見通しを示し、特に20~40歳代の有権者の利用が多かったことを指摘している<sup>(46)</sup>。

### (2) 期日前投票所の設置場所の工夫

別図9は、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙における期日前投票者数と、それが投票者数に占める割合等をまとめたものである。期日前投票者数が投票者数に占める割合は、おおむね選挙を重ねるごとに上昇し、2017(平成29)年衆議院議員総選挙では37.54%に達した<sup>(47)</sup>。これは、投票者の3人に1人が期日前投票を行ったことを意味する。また、別図10が示すように、期日前投票所数も増加傾向にある。このように有権者の間で定着している期日前投票制度であるが、期日前投票所の設置場所を工夫するなど利便性の更なる向上を図る様々な取組が各

(42) 佐々木克之「公職選挙法の一部改正(有権者の投票環境の向上)について」『選挙時報』65巻5号, 2016.5, pp.1-23.

(43) 共通投票所の投票者数は、北海道函館市が1,048人(選挙当日投票者数の1.27%。以下( )内の百分率について同様。)、青森県平川市が1,705人(17.16%)、長野県高森町が387人(8.76%)、熊本県南阿蘇村が103人(4.34%)であった。高橋秀禎「第二四回参議院議員通常選挙を振り返って」『選挙時報』65巻9号, 2016.9, pp.10-11. なお、2016(平成28)年参議院議員通常選挙における共通投票所の取組事例は、次の資料で紹介されている。総務省「投票環境向上に向けた取組事例集」2017.3, pp.3-23, 96-121. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000474598.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000474598.pdf)>

(44) 共通投票所の投票者数は、北海道函館市が1,023人(選挙当日投票者数の1.20%。以下( )内の百分率について同様。)、青森県平川市が1,561人(15.89%)、長野県高森町が429人(12.18%)、岩手県一関市が1,723人(5.02%)であった。照井光孝「第四十八回衆議院議員総選挙を振り返って」『選挙時報』67巻2号, 2018.2, pp.8-9.

(45) 平成29年衆議院選明推協意識調査では、棄権した人に対して、どのような状況であれば投票に行くのかを尋ねている。それによると、駅やショッピングセンター、コンビニなどでも投票ができれば投票に行こうと思うという回答が、投票所が近かったら等ほかの回答よりも多かった。明るい選挙推進協会 前掲注(29), p.7. なお、熊本県南阿蘇村では庁舎に共通投票所が設置された。高橋 前掲注(43)

(46) 上野正人「函館市の参議院議員通常選挙への新たな取り組み」『選挙時報』65巻10号, 2016.10, pp.10-11, 25-26.

(47) 期日前投票の割合が高まる中、候補者の人柄や主張をよく知らないまま投票することや、期日前投票後に状況が変化しても対応できないこと等が懸念されている。堀江浩「期日前投票の増加は選挙をどう変えたか—選挙結果と出口調査からの考察—」『政策と調査』16号, 2019.3, pp.9-10.

地で行われており、大学<sup>(48)</sup>や商業施設<sup>(49)</sup>、病院、高校などに期日前投票所を設置する事例が見られる<sup>(50)</sup>。

例えば、愛知県岡崎市では、期日前投票の利便性向上等を目的として、2017（平成29）年衆議院議員総選挙から、従来設置していた市役所及び支所のほか商業施設にも期日前投票所を設置した。商業施設への設置は、投票日直前の3日間だけであったが、設置期間中は同市の期日前投票所の中で最大の投票者数を記録した。また、期日前投票全体に占める10～20代の若者の割合が11.4%であったのに対して、商業施設での期日前投票に占める10～20代の若者の割合は15.4%と高くなっており、若者の投票参加にも資するところがあったとされている<sup>(51)</sup>。

### (3) 投票所等への移動支援等

別図11は、近年の我が国における投票所数の推移等をまとめたものであり、投票所数が減少傾向にあることがうかがえる<sup>(52)</sup>。このような投票所数の減少や高齢化の進行等を背景に、投票所までの高齢者等の移動支援が注目されている<sup>(53)</sup>。各地で様々な取組が行われており<sup>(54)</sup>、自宅と期日前投票所間の送迎、期日前投票所への巡回型無料バスの運行、車を利用した移動期日前投票所の導入などの事例がある<sup>(55)</sup>。

例えば、島根県浜田市では、2016（平成28）年参議院議員通常選挙において、投票所の統廃合により影響を受ける有権者の投票機会確保を目的として、ワゴン車を利用した移動期日前投票所が導入された。ワゴン車により、3日間で11か所を巡回し、1か所当たり1時間又は1時間半の間、ワゴン車自体を期日前投票所として開設するという取組であった。この取組による投票率の上昇は見られなかったものの、選挙当日の投票等と比較して移動期日前投票所における投票が非常に多くなっており、有権者の投票機会の確保に資することができたとされている<sup>(56)</sup>。

(48) 大学に期日前投票所を設置する意義として、学生や近隣住民の投票の利便性向上のほか、啓発活動としての役割も指摘されている。矢尾板俊平「「一八歳選挙権」を『ブーム』で終わらせるな—若年世代の社会参画、政治参画を促す仕組みづくり—」『改革者』57巻10号、2016.10、pp.53-54。

(49) ショッピングセンター等に期日前投票所を設置する事例は、2009（平成21）年衆議院議員総選挙では11か所であったが、2017（平成29）年衆議院議員総選挙では183か所に増加している（別図10参照）。

(50) 2016（平成28）年参議院議員通常選挙における大学や商業施設等への期日前投票所設置の取組事例は、次の資料で紹介されている。総務省 前掲注(43)、pp.24-61、122-155。

(51) 藤井基晶「岡崎市における商業施設での期日前投票所新設の取組」『選挙時報』67巻11号、2018.11、pp.43-52。

(52) 投票所数の減少の要因として、人口減少に伴う有権者数の減少、統廃合による経費の削減などが指摘されている。「衆院選2017 減り続ける投票所・立会人」『日本経済新聞』2017.10.16。またこの間、開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げた投票所数は増加傾向にあり、投票所数に占める割合は、2017（平成29）年衆議院議員総選挙では35.08%に達している（別図11参照）。そのほとんどが閉鎖時刻の繰上げのみを行った投票所である。なお、平成29年衆院選明推協意識調査によると、投票所の投票時間が午後8時までであったと回答した調査対象者のうち、最後の時間帯である午後6時から8時の間に投票した割合は1割弱であった。明るい選挙推進協会 前掲注(29)、pp.69-70。

(53) 例えば「参院選2016 選挙のバリアフリー化に課題」『読売新聞』2016.7.8、夕刊；「衆院選2017 過疎地の高齢者 投票所に来て」『日本経済新聞』2017.10.14など。

(54) 2016（平成28）年参議院議員通常選挙及び2017（平成29）年衆議院議員総選挙では、約200団体が、巡回・送迎バスや臨時バスの運行、無料乗車券の発行やタクシー券の交付等の移動支援を行った。高橋 前掲注(43)、pp.13-14；照井 前掲注(44)、pp.9-10。

(55) 2016（平成28）年参議院議員通常選挙における投票所等への移動支援等の取組事例は、次の資料で紹介されている。総務省 前掲注(43)、pp.73-95、160-168。

(56) 岩田比呂継「移動期日前投票所（車）の導入について—山間地域における投票機会の確保及び交通弱者対策—」『自治体法務研究』47号、2016.冬、pp.47-53。



## 2 国外における取組事例

本節では国外における取組事例として、高い投票率や特徴的な投票制度で特に注目されている国を取り上げる。具体的には、義務投票制度を採用しているオーストラリア、インターネット投票を行うことができるエストニア、学校教育や期日前投票制度等が充実しているスウェーデンの状況を紹介します。これらの取組は、I2で挙げた投票率に影響を与える具体的要因のうち、(3)(ii), (v)で言及した義務投票制度及び投票方法等の制度的要因や、(4)(iii)で言及した政治に対する関心等の個人的要因などに位置付けられる。

### (1) オーストラリア—義務投票制度—

オーストラリアは義務投票制度を採用しており<sup>(57)</sup>、連邦選挙法で投票を義務であると規定している<sup>(58)</sup>。具体的には、選挙において投票を行わなかった有権者は、選挙区選挙管理官から違反の通告を受ける。違反の通告を受けた有権者は、一定の期間内に、投票しなかったことについて正当かつ十分な理由を提示することや、20豪ドル<sup>(59)</sup>を支払うことなどにより訴追を免れることができる。有権者がこれらの行為を行わなかった場合は、正当かつ十分な理由なしに棄権したとして起訴され、有罪であれば210豪ドル<sup>(60)</sup>の罰金を科される。義務投票制度は、1924年に投票率の向上等を目的として採用された<sup>(61)</sup>。義務投票制度が採用される直前に行われた1922年の下院議員総選挙の投票率は59.38%であったが<sup>(62)</sup>、制度採用後の1925年の下院議員総選挙の投票率は91.38%にまで上昇し、その後も下院議員総選挙の投票率は90%台を維持している(別図1参照)。このように義務投票制度による投票率向上効果は顕著であるが<sup>(63)</sup>、同制度をめぐっては、投票率向上にとどまらず、より幅広く賛否が議論されている<sup>(64)</sup>。主な賛成論には次のような議論がある。①投票は、納税や教育と同等の市民の義務である。②政治参加の意義を教えることができる。③有権者の意思がより正確に議会に反映される。④政府は政策を形成する際などに、全有権者を考慮しなければならなくなる。⑤候補者は、有権者に対する投票促進ではなく、政策にエネルギーを集中できる。⑥秘密投票のため、有権者はいずれかの候補

(57) 同国の義務投票制度の概要については、次の資料等を参照した。“Electoral Backgrounder: Compulsory voting,” 4 April 2019. Australian Electoral Commission Website <[https://www.aec.gov.au/About\\_AEC/Publications/backgrounders/compulsory-voting.htm](https://www.aec.gov.au/About_AEC/Publications/backgrounders/compulsory-voting.htm)>

(58) 連邦選挙法 (Commonwealth Electoral Act 1918) 第245条第1項

(59) 約1,571円に相当する(小数点第1位を四捨五入した)。レートは、2019(平成31)年4月分報告省令レートに基づく。以下のレート換算について同様。

(60) 連邦選挙法第245条第15項は、罰金額を“1 penalty unit”と規定している。“penalty unit”の具体的な金額は、現在、犯罪法第4AA条第1項で210豪ドルと規定されているが、同条第3項～第7項で消費者物価指数の変動等を反映させて定期的に再計算されることになっている。210豪ドルは、約16,493円に相当する(小数点第1位を四捨五入した)。

(61) “Electoral Backgrounder: Compulsory voting,” *op.cit.*(57); 久保信保・宮崎正壽『オーストラリアの政治と行政』ぎょうせい, 1990, pp.151-153.

(62) 同国の投票率については、次の資料等を参照した。“Who voted in previous referendums and elections,” 9 September 2015. Australian Electoral Commission Website <[https://www.aec.gov.au/Elections/Australian\\_Electoral\\_History/Voter\\_Turnout.htm](https://www.aec.gov.au/Elections/Australian_Electoral_History/Voter_Turnout.htm)>

(63) 加藤向一「オーストラリアの選挙制度(2) —1924年採用の義務投票制(上)—」『選挙』66巻12号, 2013.12, p.32; Ian McAllister and Toni Makkai, “Chapter 36 Electoral Systems in Context: Australia,” Herron et al., eds., *op.cit.*(20), p.770.

(64) “Compulsory Voting,” 18 May 2011. Australian Electoral Commission Website <[https://www.aec.gov.au/Voting/Compulsory\\_Voting.htm](https://www.aec.gov.au/Voting/Compulsory_Voting.htm)>



者への投票を強制されるわけではない。他方、主な反対論には次のような議論がある。①投票の強制は非民主的であり、自由の侵害である。②知識が不十分で政治に対する関心が乏しい有権者が投票を強制されることになる。③不真面目な投票や無効票が増加する。④特定の政党が議席を安定して確保できる選挙区が増加し、政党の選挙運動は激戦区に集中する。⑤棄権者に正当かつ十分な理由があるか否かを決定するために資源を配分しなければならない。このように賛否それぞれの議論があるが<sup>(65)</sup>、世論の多くは義務投票制度を支持しているとされる<sup>(66)</sup>。

## (2) エストニア—インターネット投票—

エストニアは、インターネット投票を実現した国として有名である<sup>(67)</sup>。希望する全有権者が、投票日の10日前から4日前までインターネット投票を行うことができ、この間投票をやり直せることや、15歳以上の国民に保持が義務付けられている身分証明書等により本人確認を行うこと<sup>(68)</sup>などが、同国の制度の特徴である<sup>(69)</sup>。議会選挙の投票者に占めるインターネット投票を行った者の割合は、議会選挙で初めてインターネット投票が行われた2007年<sup>(70)</sup>が5.5%、2011年が24.3%、2015年が30.5%、2019年が43.8%と大きく増加している<sup>(71)</sup>。これに対して議会選挙の投票率は、インターネット投票導入直前の2003年が58.2%、導入後の2007年が61.9%、2011年が63.5%、2015年が64.2%、2019年が63.7%となり、導入後の投票率は導入直前の投票率と比較すると上昇している（別図1参照）。その一方で、今まで投票していた有権者がインターネット投票に移行しただけであり、投票率を上げる効果は余りないという指摘もなされている<sup>(72)</sup>。

(65) 我が国の憲法上の議論においては、選挙権は国民の権利であるとともに選挙に参加する公務の側面も有するという見解が通説であるとされ、公務の側面があることを根拠として義務投票制度は可能であるとする見解と、思想及び良心の自由を保障する憲法第19条等を根拠として義務投票制度は許されないとする見解があるとされる。長谷部恭男編、川岸令和ほか著『注釈日本国憲法 2 国民の権利及び義務 1』有斐閣、2017、pp.219、233。

(66) 1967年から2016年にかけて、義務投票制度は、一貫して60～70%台の支持を集めている。McAllister and Makkai, *op.cit.*(63), pp.770-771.

(67) 同国がインターネット投票を導入した目的の一つとして、投票率向上や投票率低下の防止が挙げられている。Kerstin Goos et al., “4 Electronic, Internet-Based Voting,” Ralf Lindner et al., eds., *Electronic Democracy in Europe*, Cham: Springer, 2016, p.157.

(68) この身分証明書はインターネット投票だけではなく、行政による電子政府サービスや銀行等の民間サービスなどにも幅広く利用され、同国における生活に必須のものとされている。また、同国では行政の情報公開が進んでいることなどを背景として、政府による国民の監視に対する懸念はほとんどないとされる。ラウル・アリキヴィ、前田陽二『未来型国家エストニアの挑戦 新版』インプレス R&D, 2017, pp.21-24.

(69) 同国の制度の概要については、佐藤令「障害者や高齢者の参政権の保障—移動が困難な選挙人の投票権の確保を中心に—」国立国会図書館調査及び立法考査局編『ダイバーシティ（多様性）社会の構築—総合調査報告書—』（調査資料 2016-3）国立国会図書館、2017、pp.99-100。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10310078\\_po\\_20170208.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10310078_po_20170208.pdf?contentNo=1)>; 湯浅塾道「エストニアの電子投票」『社会文化研究所紀要』65号、2009.12、pp.39-71を参照した。

(70) インターネット投票は、2005年の地方選挙から導入された。湯浅 同上

(71) “Statistics about Internet voting in Estonia.” Elections in Estonia Website <<https://www.valimised.ee/en/archive/statistics-about-internet-voting-estonia>>

(72) 中井遼「偶然と党略が生み出したインターネット投票—エストニアによる世界初導入へと至る政治過程—」『年報政治学 2018-II』（特集 選挙ガバナンスと民主主義）2018、pp.130-131。また、インターネット投票が投票率に与える影響は限定的であるとして、投票を容易かつ便利にすることを目標とすべきであるという指摘もなされている。Mihkel Solvak and Kristjan Vassil, *E-voting in Estonia: Technological Diffusion and Other Developments Over Ten Years (2005-2015)*, Tartu: Johan Skytte Institute of Political Studies, University of Tartu, 2016, pp.169-170。<[http://skytte.ut.ee/sites/default/files/skytte/e\\_voting\\_in\\_estonia\\_vassil\\_solvak\\_a5\\_web.pdf](http://skytte.ut.ee/sites/default/files/skytte/e_voting_in_estonia_vassil_solvak_a5_web.pdf)>

### (3) スウェーデン

スウェーデンは、義務投票制度を採用していない<sup>(73)</sup>。しかし、議会選挙の投票率は高く、2000年以降の推移を見ると、2002年が80.1%、2006年が82.0%、2010年が84.6%、2014年が85.8%、2018年が87.2%と、高い水準で上昇傾向にある（別図1参照）。高い投票率の理由として、税金等の負担が重いため選挙への参加が重視されること<sup>(74)</sup>、政治に対する自らの考えを表明することに意味があるという意識が強いこと<sup>(75)</sup>、学校において現実の政治に触れる機会が多く設けられていること<sup>(76)</sup>等が指摘されている<sup>(77)</sup>。また、選挙制度が多く面の面において投票率を高めるような制度になっていることも指摘されており<sup>(78)</sup>、具体的には、比例代表制であること、有権者登録を有権者自らが行う必要はないこと、議会選挙が通常4年に1度地方議会選挙と同じ日に行われること<sup>(79)</sup>、期日前投票制度が利用しやすいこと<sup>(80)</sup>等が挙げられている。

### おわりに

本稿では、我が国の投票率が諸外国と比較して必ずしも高くないことを踏まえ、投票率をめぐる議論の参考に供することを目的として、投票率に影響を及ぼす要因を整理し、投票率向上等を目的とした国内外の取組事例を紹介した。投票率に影響を与える具体的要因を、社会経済的要因、政治的要因、制度的要因、個人的要因に分類して紹介したが、人口規模等の社会経済的要因や、選挙や争点の状況等の政治的要因は、その時々社会情勢や政治情勢に左右されやすく、投票率向上の観点だけから決まるものではない。そこで、投票率向上のためには、国内

(73) 20世紀初めに義務投票制度の導入が議論されたものの、現在は争点になっていないとされる。Richard Öhrvall, “Chapter 17 Voter Turnout,” Jon Pierre, ed., *The Oxford Handbook of Swedish Politics*, Oxford: Oxford University Press, 2016, p.232.

(74) 岡沢憲美「第3章 スウェーデン—《参加デモクラシー》への北欧型挑戦—」坪郷實編著『比較・政治参加』ミネルヴァ書房, 2009, p.76.

(75) 鈴木賢志「スウェーデンはなぜ高い投票率を維持しているのか」『生活経済政策』262号, 2018.11, p.32. 鈴木明治大学教授は、スウェーデンの若者の投票率が高い（別図8参照）理由についても、政治に対して影響を与えることができるという意識が根付いていることを指摘している。「18歳選挙権「先進国」スウェーデンは 政治意識学校で 地域で」『東京新聞』2016.6.17.

(76) 例えば選挙の際には、各党の政策を調べる課題が出されたり、学校に各党から政治家等を招いて話を聞いたり、生徒による模擬選挙が行われたりする。渡辺博明「第11章 比例代表制と政党デモクラシー—スウェーデン—」岩崎編 前掲注(8), p.212.

(77) 高投票率の理由として、政党や利益団体の組織率が高いことも挙げられている。岡沢憲美「2章 議会と選挙」岡沢憲美・奥島孝康編『スウェーデンの政治』早稲田大学出版部, 1994, pp.59-60. ただし、近年は政党の党員数の減少や労働組合等の中間団体の衰退傾向も指摘されている。渡辺 同上, p.213.

(78) Öhrvall, *op.cit.*(73), pp.231-232.

(79) 9月の第2日曜日に行われる。“Elections to the Riksdag,” 20 February 2019. Sveriges Riksdag Website <<http://www.riksdagen.se/en/how-the-riksdag-works/democracy/elections-to-the-riksdag/>> 選挙が行われる時期について、春や夏は有権者が休暇等で家を離れていることが多く、冬は寒いため選挙運動に適した季節ではないとされる。また、日曜日は多くの有権者にとって休日であり投票しやすいとされる。 *ibid.*, p.231. なお、前述のとおりアメリカでは、議会選挙を含めて各種の選挙が、偶数年の11月の第一月曜日の翌日の火曜日に行われる（前掲注(28)参照）。このように諸外国では平日に投票が行われる例もある。

(80) 期日前投票所は公共施設等に設置され、有権者は選挙期日の18日前から国内のどの期日前投票所でも投票できる。“Voting in advance,” 20 April 2018. Valmyndigheten Website <<https://www.val.se/servicelankar/other-languages/english-engelska/voting-in-advance.html>>; 岡沢憲美「ライフスタイルの変容と制度の対応—高負担社会・スウェーデンの期日前投票制度（旧・郵便投票制度）の理念と構造—」『選挙』63巻3号, 2010.3, pp.1-11.

外の事例として取り上げたような、投票方法等の制度的要因や政治に対する関心等の個人的要因に着目した取組を行うことが考えられる。

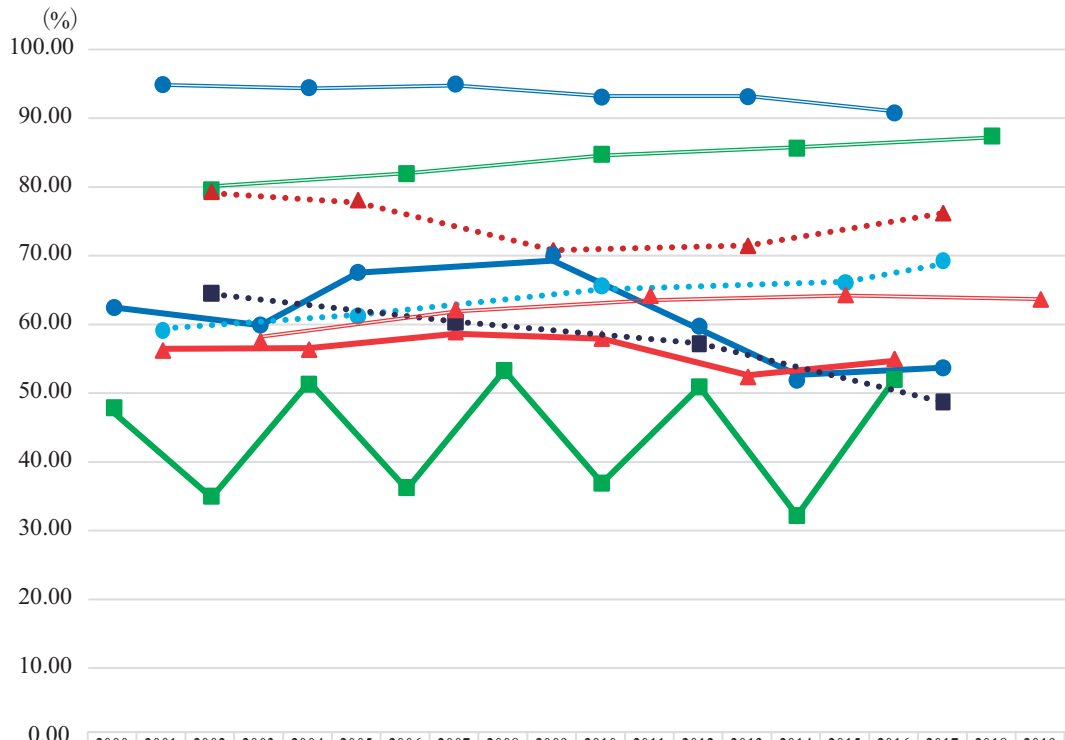
いずれにしても、投票率に影響する要因は多様であるため、何か一つの取組を行えば、それに応じて投票率がすぐに上昇するとは限らない<sup>(81)</sup>。これまでの国内外における事例も参照しつつ、実行可能な取組を積み重ねていくことが肝要であろう。

(なす としき)

---

<sup>(81)</sup> ただし、II 2 (1) でも紹介したように、義務投票制度の導入により投票率が上昇したオーストラリアのような事例もある。

別図1 主要国の議会選挙における投票率の推移（2000年以降）

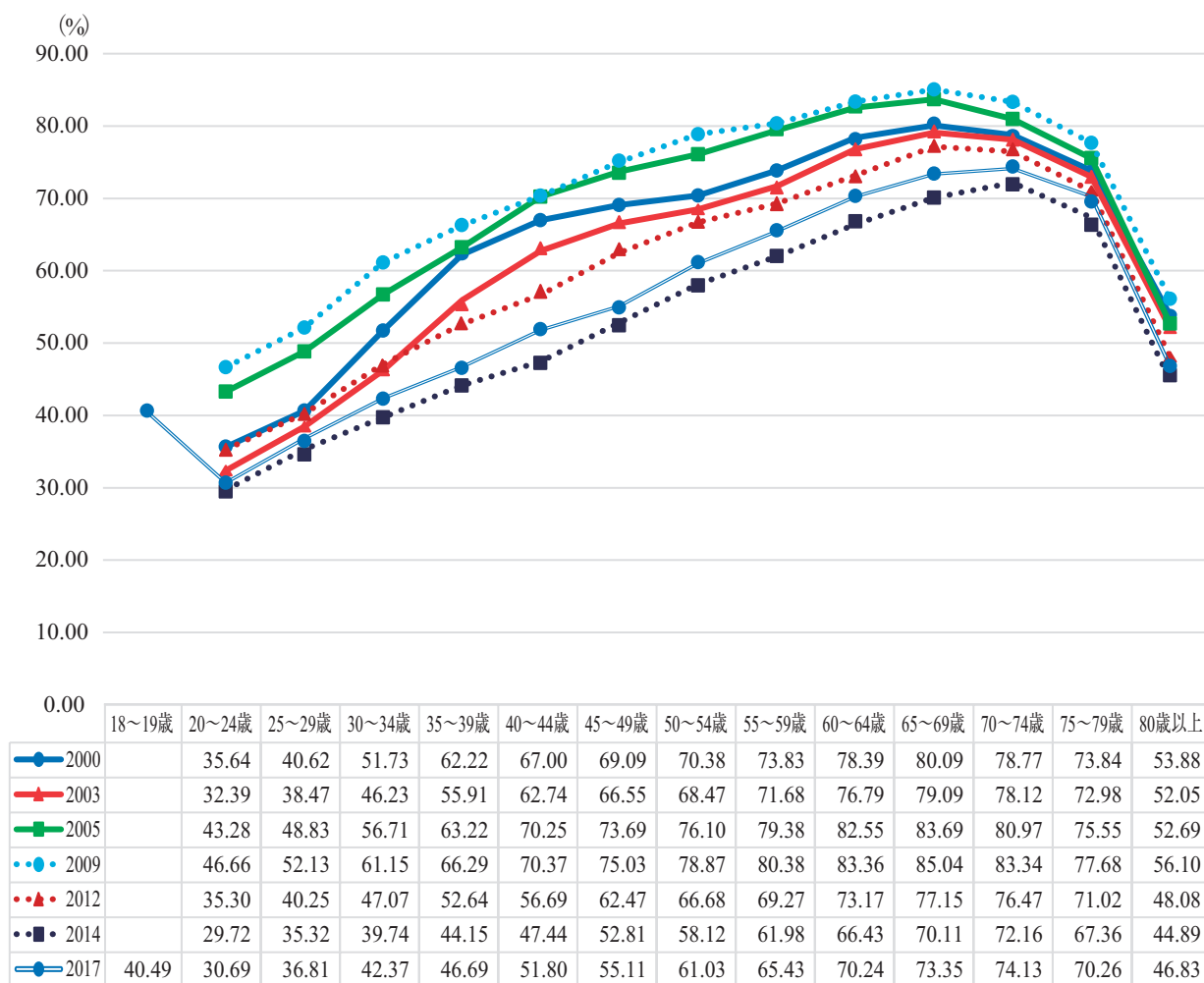


	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
●—日本（衆議院）	62.49			59.86		67.51				69.28			59.32		52.66			53.68		
▲—日本（参議院）		56.44			56.57			58.64			57.92			52.61			54.70			
■—アメリカ（下院）	47.1		34.8*		51.6		36.0*		53.3		36.9*		50.9		32.2*		52.0			
●●—イギリス（下院）		59.4				61.4					65.1					66.2		68.8		
●▲—ドイツ（下院）			79.1			77.7				70.8				71.5				76.2		
●■—フランス（下院）			64.42					60.42					57.22					48.70		
●—オーストラリア（下院）		94.85			94.32			94.76			93.22			93.23			91.01			
▲—エストニア（一院制）				58.2				61.9				63.5				64.2				63.7
■—スウェーデン（一院制）			80.1				82.0				84.6				85.8					87.2

※投票率の小数点以下の桁数は、出典とした資料の表記に依拠した。  
 ※我が国の衆議院は小選挙区における投票率を、参議院は選挙区における投票率を、それぞれグラフ化した。  
 ※アメリカで投票率に\*印が付された年の選挙は、中間選挙である。なお、直近の選挙は2018年に行われたが、出典とした資料に掲載されている2016年までの投票率をグラフ化した。  
 ※フランス下院は小選挙区2回投票制を採用しており、1回目の投票における投票率をグラフ化した。  
 ※オーストラリア下院の直近の選挙は2019年に行われたが、執筆の段階では投票率が確定していなかったため、2016年までの投票率をグラフ化した。  
 (出典)『平成29年10月22日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2019, p.15; 『平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2017, p.13; ProQuest Statistical Abstract of the United States 2019, 2018, p.272; Noel Dempsey, “Turnout at elections,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No. CBP 8060, 26 July 2017, p.9. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8060/CBP-8060.pdf>>; Der Bundeswahlleiter, “Ergebnisse früherer Bundestagswahlen,” 8. November 2018, p.8. <[https://www.bundeswahlleiter.de/en/dam/jcr/397735e3-0585-46f6-a0b5-2c60c5b83de6/btw\\_ab49\\_gesamt.pdf](https://www.bundeswahlleiter.de/en/dam/jcr/397735e3-0585-46f6-a0b5-2c60c5b83de6/btw_ab49_gesamt.pdf)>; Ministère de l’Intérieur, “Élections Législatives: 11 et 18 juin 2017: Dossier de Presse,” pp.85-87. <<https://www.interieur.gouv.fr/fr/content/download/102713/810285/file/09-06-dossier-presse-elections-legislatives-11-18-juin-2017.pdf>>; Ministère de l’Intérieur, “Résultats des élections législatives 2017.” <[https://www.interieur.gouv.fr/fr/Elections/Les-resultats/Legislatives/electresult-legislatives-2017/\(path\)/legislatives-2017/FE.html](https://www.interieur.gouv.fr/fr/Elections/Les-resultats/Legislatives/electresult-legislatives-2017/(path)/legislatives-2017/FE.html)>; “Who voted in previous referendums and elections,” 9 September 2015. Australian Electoral Commission Website <[https://www.aec.gov.au/Elections/Australian\\_Electoral\\_History/Voter\\_Turnout.htm](https://www.aec.gov.au/Elections/Australian_Electoral_History/Voter_Turnout.htm)>; “2016 Federal Election House of Representatives: Turnout by state,” 8 August 2016. *idem* <<https://results.aec.gov.au/20499/Website/HouseTurnoutByState-20499.htm>>; National Electoral Committee, “Elections in Estonia 1992-2015,” 2016, pp.9-10, 34. <[https://www.valimised.ee/sites/default/files/uploads/misc/elections\\_in\\_Estonia\\_1992\\_2015\\_full.pdf](https://www.valimised.ee/sites/default/files/uploads/misc/elections_in_Estonia_1992_2015_full.pdf)>; “Total of Estonia: Voter turnout,” 2019.3.8. Elections in Estonia Website <<https://rk2019.valimised.ee/en/voting-result/voting-result-main.html>>; “Historical statistics of elections 1910-2014.” Statistics Sweden Website <<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/general-elections/general-elections-results/png/tables-and-graphs/historical-statistics-of-election-results/historical-statistics-of-elections-19102014/>>; “Highest turnout since 1985 general elections,” 2018.11.21. *idem* <<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/general-elections/general-elections-results/png/statistical-news/namnlos/>> を基に筆者作成。



別図2 衆議院議員総選挙における世代別投票率

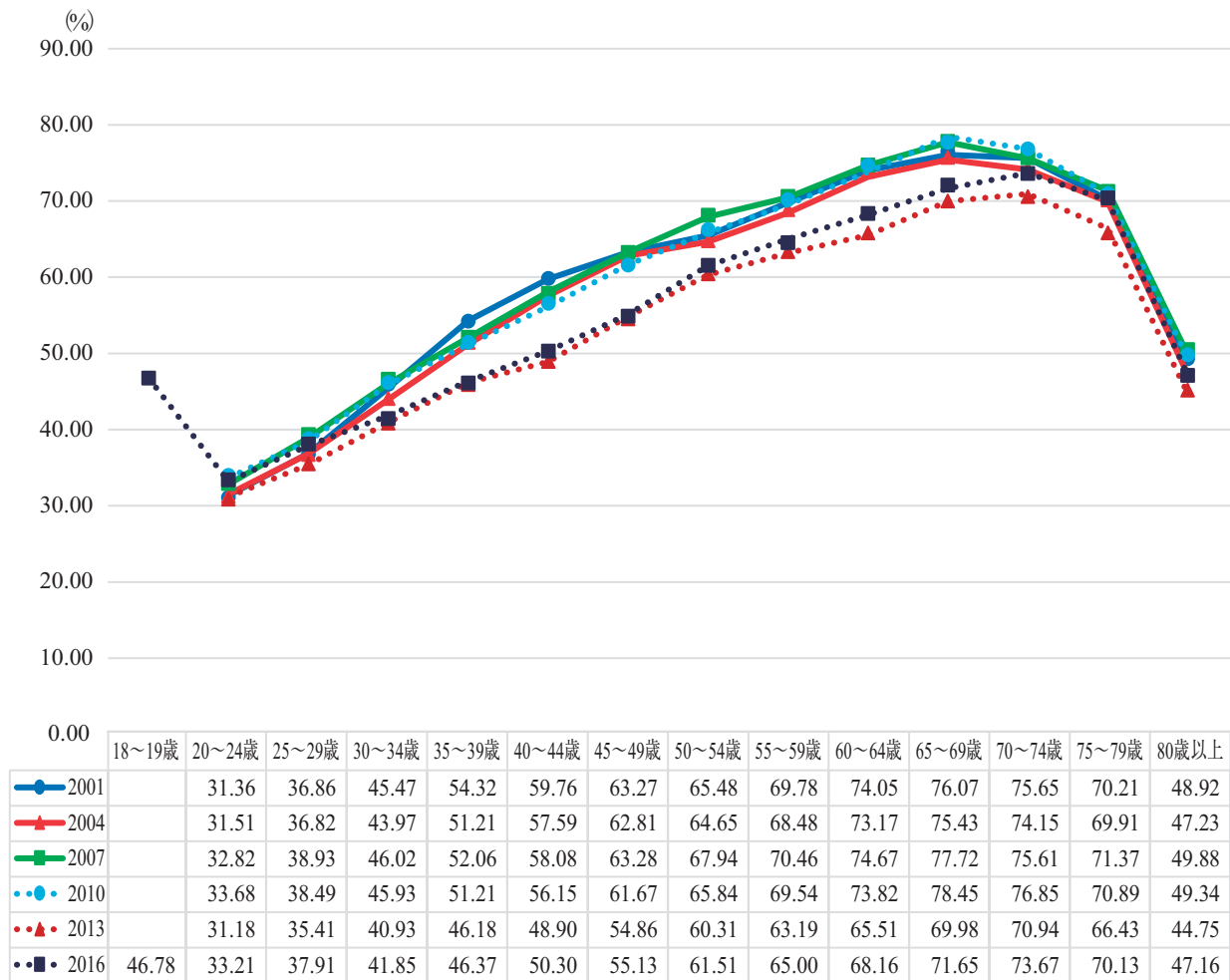


※一部の投票区を対象とした抽出調査に基づく世代別投票率をグラフ化した。ただし、2017（平成29）年の18～19歳の投票率のみ全数調査に基づいている（なお、18歳は47.86%、19歳は33.24%であった）。

※衆議院議員総選挙では、2017（平成29）年の総選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。

（出典）『平成12年6月25日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』自治省選挙部、2000、p.452；『平成15年11月9日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部、2004、p.448；『平成17年9月11日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部、2006、p.480；『平成21年8月30日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部、2010、p.588；『平成24年12月16日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部、2013、p.622；『平成26年12月14日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部、2016、p.589；『平成29年10月22日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部、2019、pp.595、599を基に筆者作成。

別図3 参議院議員通常選挙における世代別投票率

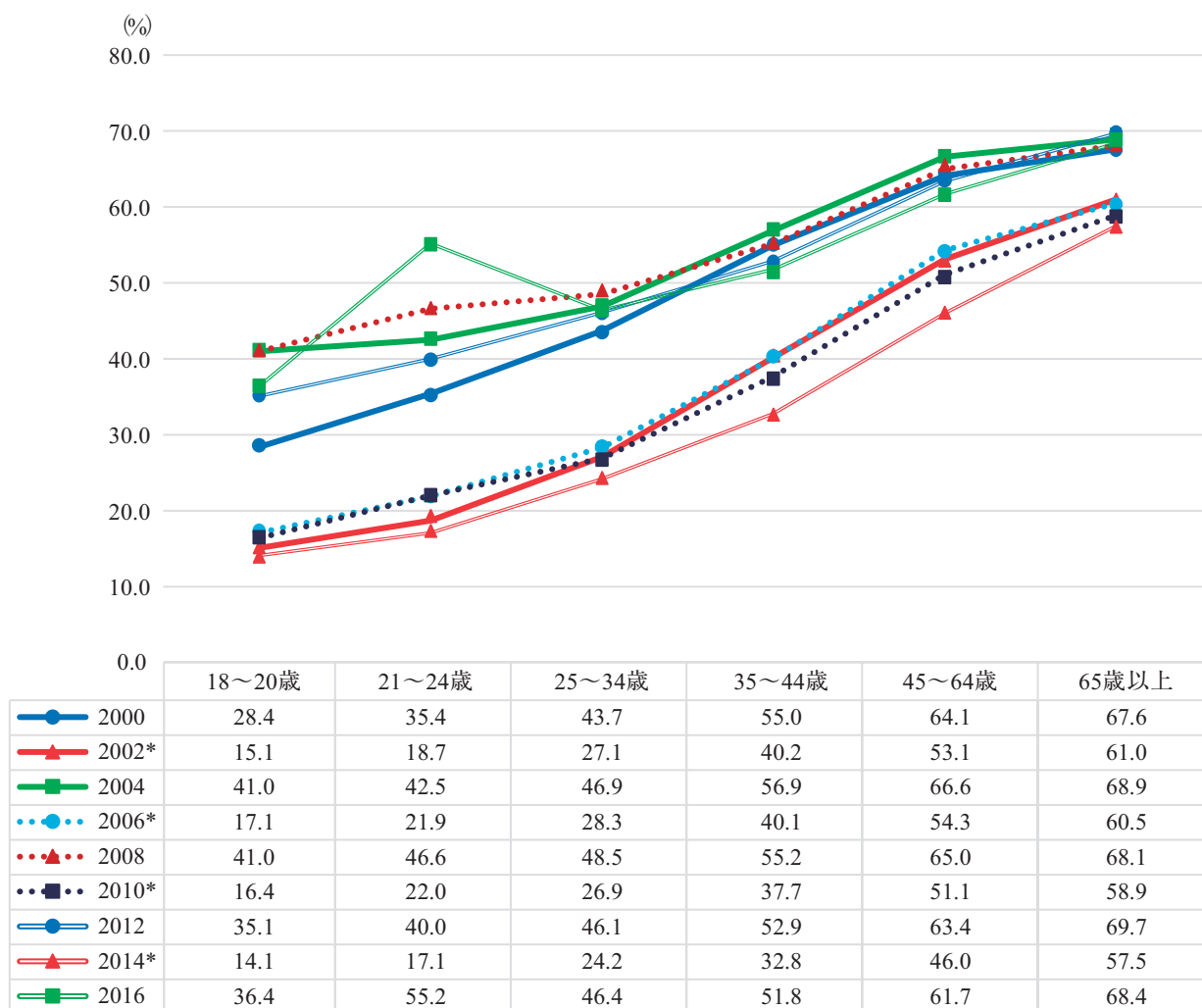


※一部の投票区を対象とした抽出調査に基づく世代別投票率をグラフ化した。ただし、2016（平成28）年の18～19歳の投票率のみ全数調査に基づいている（なお、18歳は51.28%、19歳は42.30%であった）。

※参議院議員通常選挙では、2016（平成28）年の通常選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。

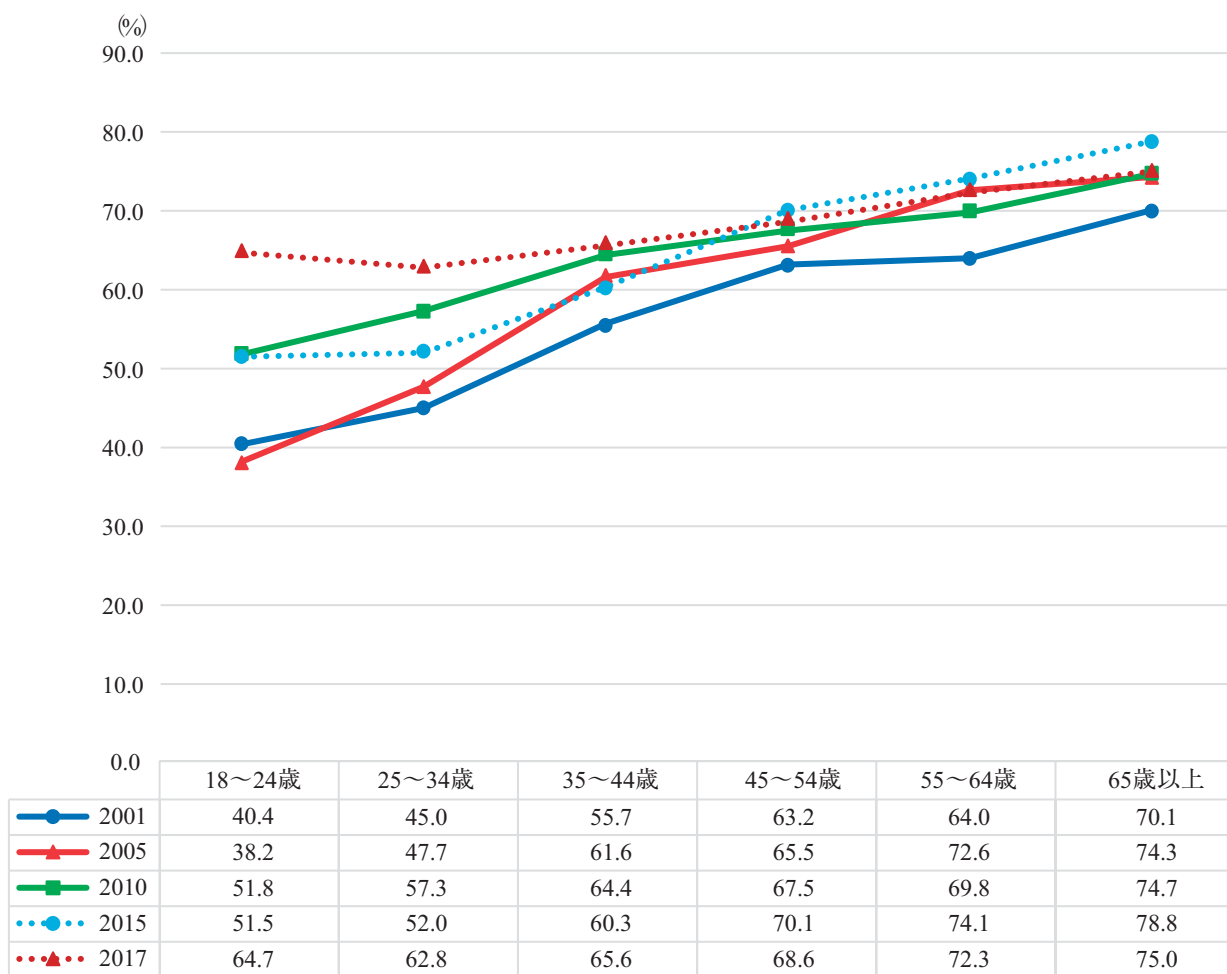
（出典）『平成13年7月29日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2002，p.385；『平成16年7月11日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2005，p.361；『平成19年7月29日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2008，p.399；『平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2011，p.421；『平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2014，p.419；『平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2017，pp.444，447を基に筆者作成。

別図4 アメリカにおける世代別投票率



※直近の選挙は2018年に行われたが、出典とした資料に掲載されている2016年までの投票率をグラフ化した。  
 ※西暦に\*印が付されている年の選挙は、中間選挙である。  
 (出典) ProQuest Statistical Abstract of the United States 2019, 2018, p.274; ProQuest Statistical Abstract of the United States 2015, 2014, p.272 を基に筆者作成。

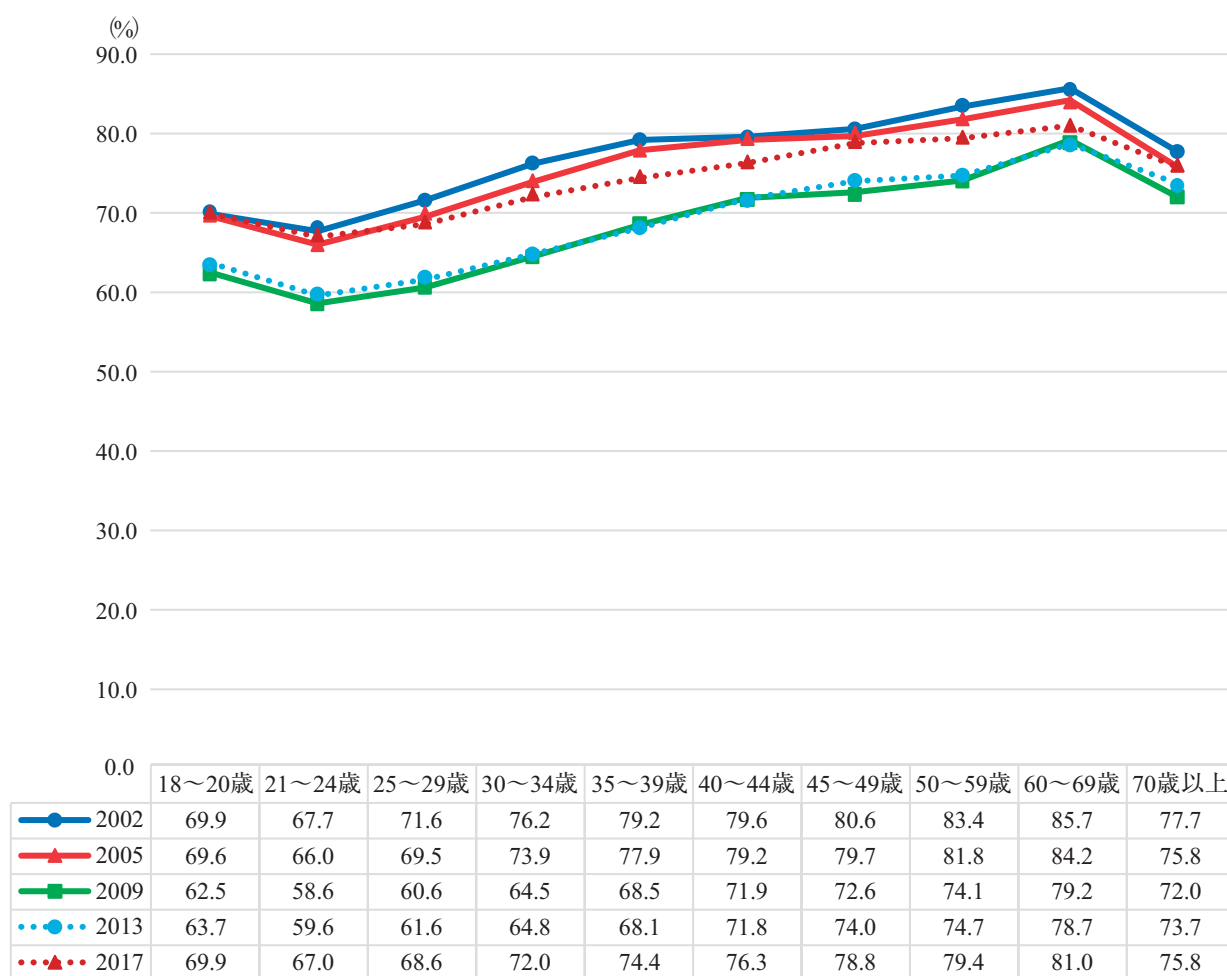
別図5 イギリス下院総選挙における世代別投票率



(出典) Noel Dempsey, “Turnout at elections,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No. CBP 8060, 26 July 2017, p.10.  
 <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8060/CBP-8060.pdf>> を基に筆者作成。

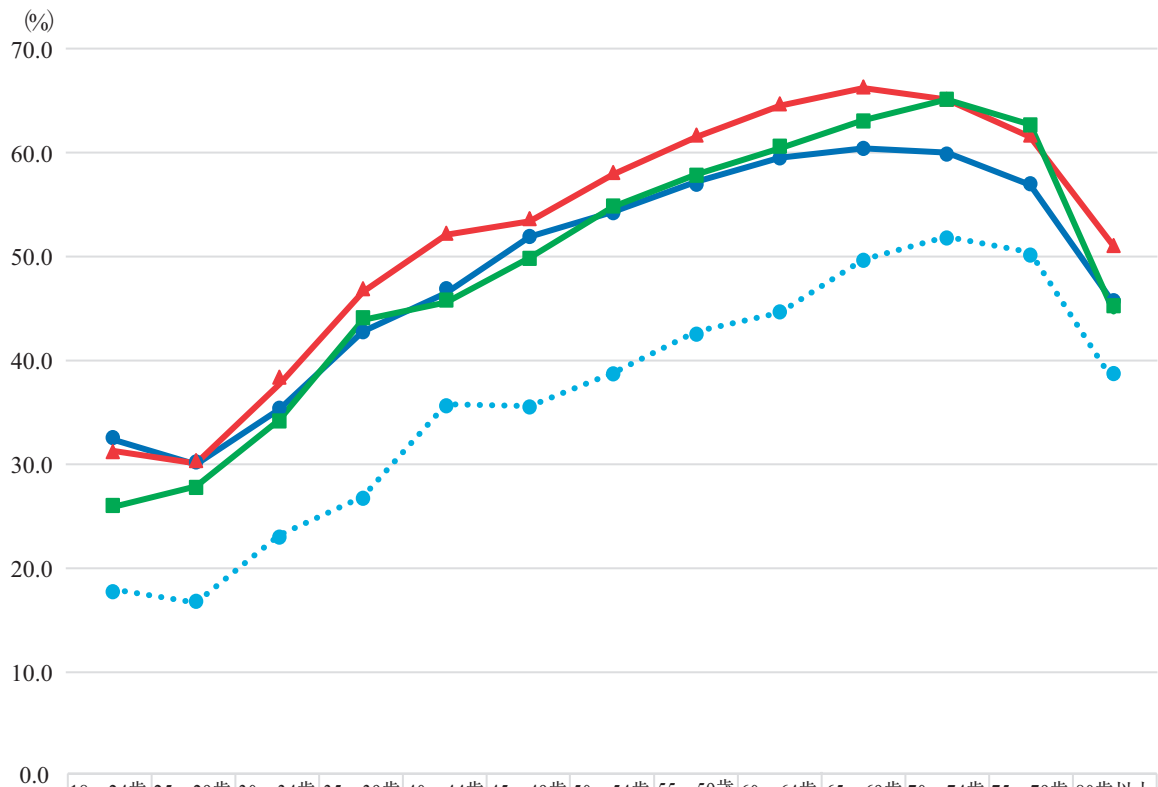


別図6 ドイツ下院総選挙における世代別投票率



(出典) Der Bundeswahlleiter, “Ergebnisse früherer Bundestagswahlen,” 8. November 2018, p.106. <[https://www.bundeswahlleiter.de/en/dam/jcr/397735e3-0585-46f6-a0b5-2c60c5b83de6/btw\\_ab49\\_gesamt.pdf](https://www.bundeswahlleiter.de/en/dam/jcr/397735e3-0585-46f6-a0b5-2c60c5b83de6/btw_ab49_gesamt.pdf)> を基に筆者作成。

別図7 フランスにおける世代別投票率

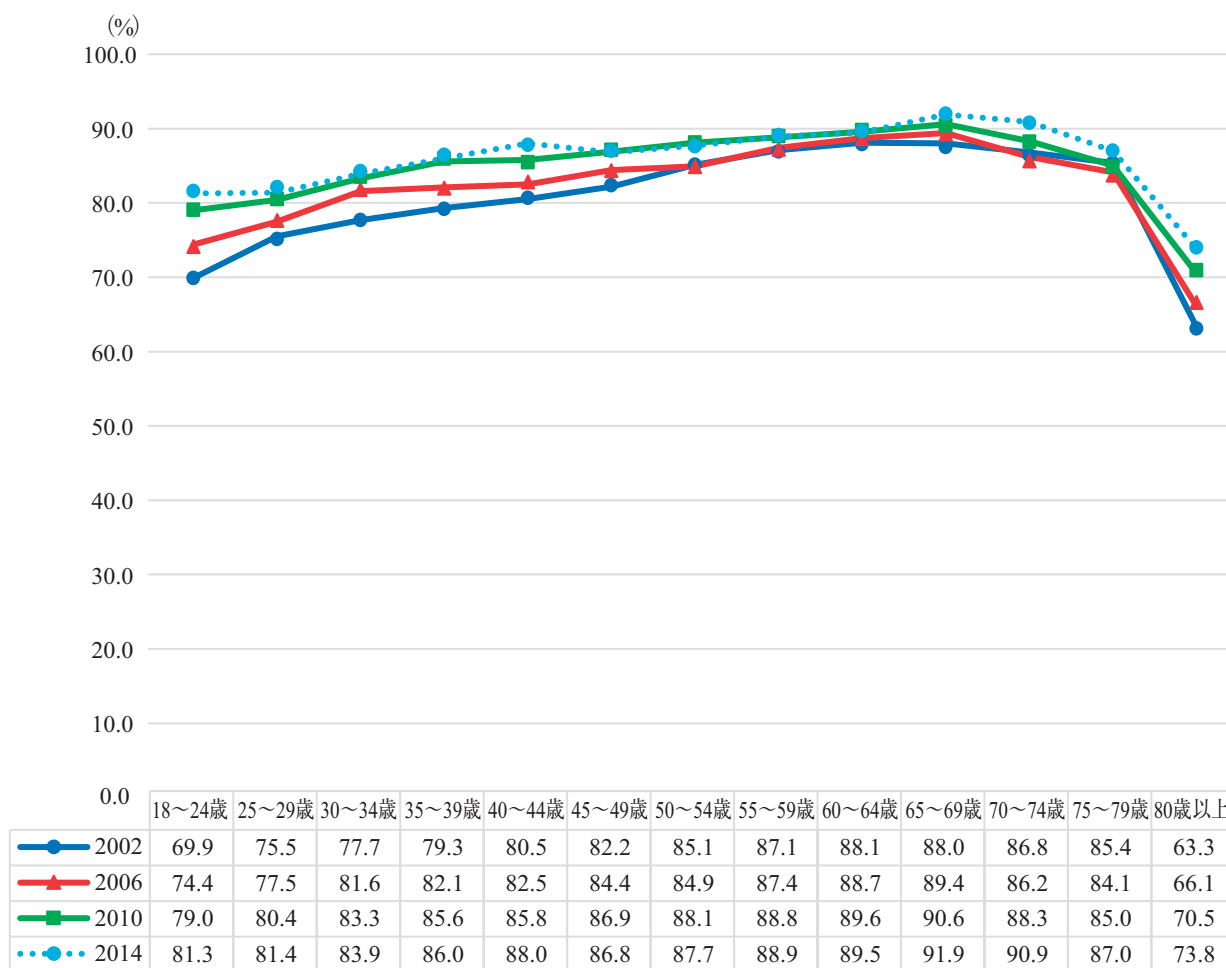


	18～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
●— 2002	32.4	30.0	35.3	42.8	46.5	51.9	54.3	57.2	59.5	60.4	60.0	56.9	45.5
▲— 2007	31.3	30.1	37.7	46.6	52.1	53.4	57.9	61.5	64.5	66.2	65.1	61.5	51.0
■— 2012	25.9	27.9	34.3	43.9	45.6	49.9	54.8	57.9	60.4	63.1	65.1	62.7	44.7
●... 2017	18.0	16.7	23.2	26.9	35.8	35.6	38.8	42.8	44.6	49.7	51.9	50.4	38.0

※フランスの大統領選挙と下院総選挙は2回投票制である。大統領の任期が2000年に7年から下院の任期と同じ5年に短縮され、2002年以降の各年とも両方の選挙が行われており、全ての投票機会において投票を行った有権者の世代別の割合をグラフ化した。

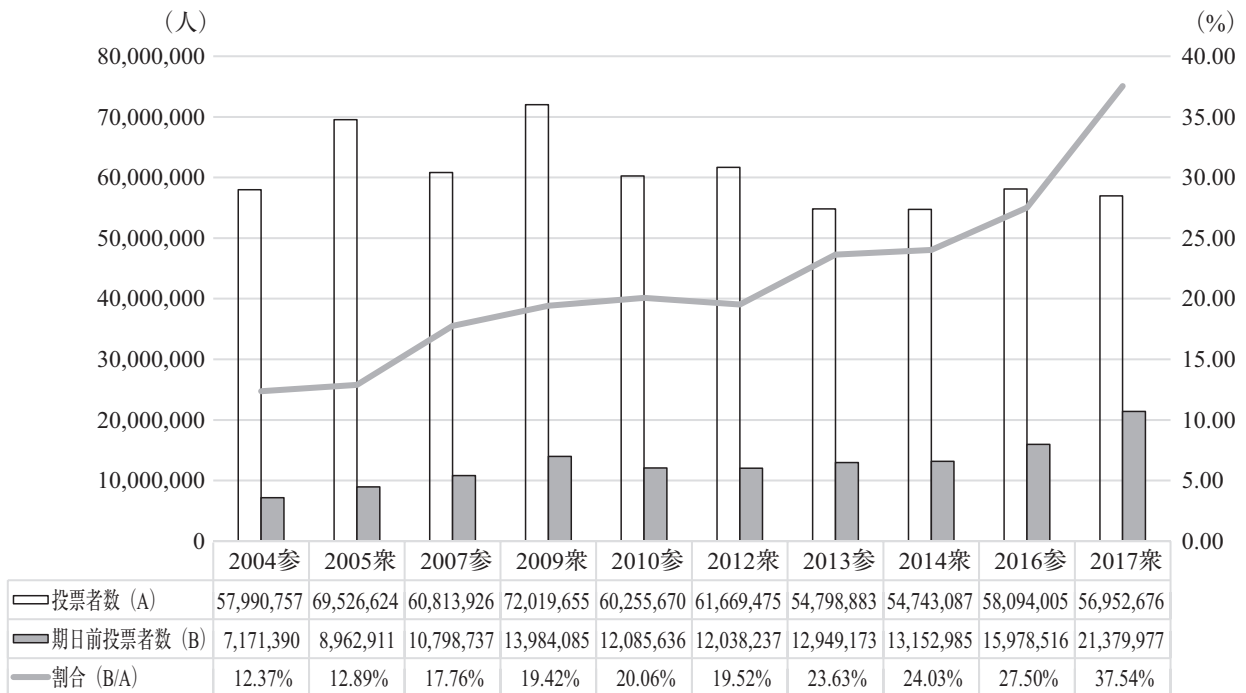
(出典) “Élections présidentielles et législatives de 2002 à 2017: une participation atypique en 2017.” Insee Website <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/3140794#tableau-figure3a>> を基に筆者作成。

別図8 スウェーデン議会総選挙における世代別投票率



※直近の選挙は2018年に行われたが、出典とした資料に掲載されている2014年までの投票率をグラフ化した。  
 (出典) “Table 1a Election to the Riksdag 2002. Voting rates among all entitled to vote by sex and age (13 classes). Numbers in thousands and percent.” Statistics Sweden Website <<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/general-elections/general-elections-participation-survey/pong/tables-and-graphs/election-to-the-riksdag/election-to-the-riksdag-2002/>>; “Table 1a Election to the Riksdag 2006. Voting rates among all entitled to vote by sex and age (13 classes). Numbers in thousands and percent.” *idem* <<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/general-elections/general-elections-participation-survey/pong/tables-and-graphs/election-to-the-riksdag/election-to-the-riksdag-2006/>>; “Table 1a Election to the Riksdag 2010. Voting rates among all entitled to vote by sex and age (13 classes). Numbers in thousands and percent.” *idem* <<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/general-elections/general-elections-participation-survey/pong/tables-and-graphs/election-to-the-riksdag/election-to-the-riksdag-2010/>>; “Table 1a Election to the Riksdag 2014. Voting rates among all entitled to vote by sex and age (13 classes). Numbers in thousands and percent.” *idem* <<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/general-elections/general-elections-participation-survey/pong/tables-and-graphs/election-to-the-riksdag/election-to-the-riksdag-2014/>> を基に筆者作成。

別図9 国政選挙における期日前投票制度の利用状況等の推移



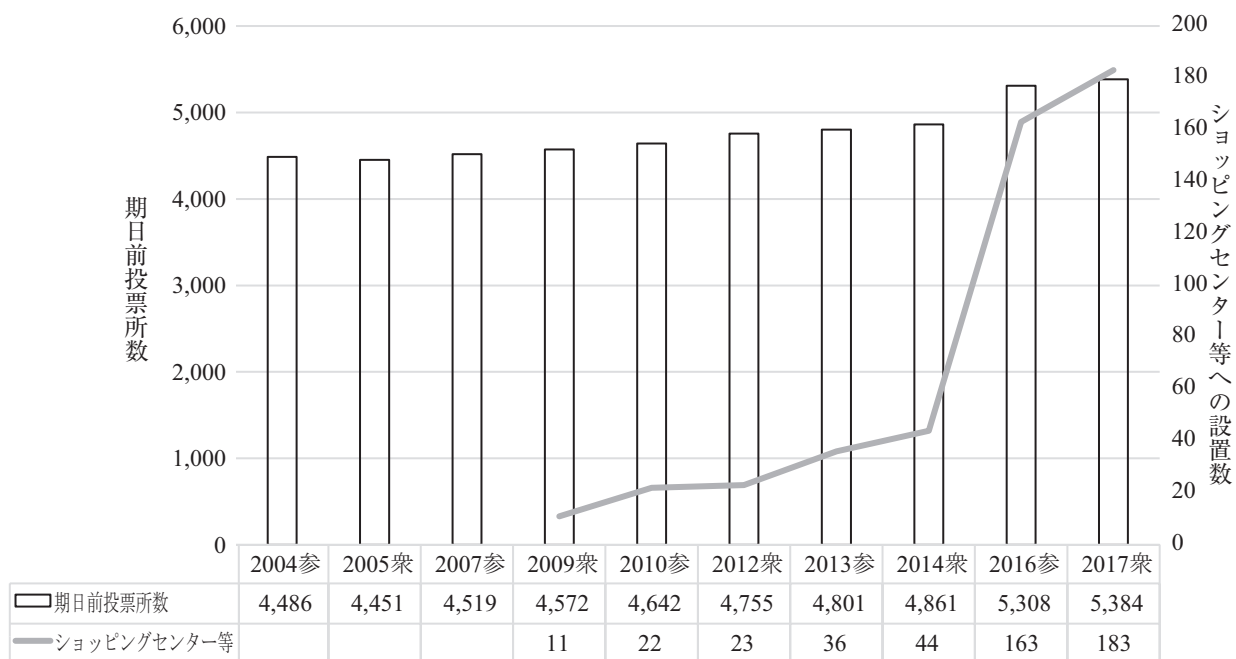
※左側の目盛りは投票者と期日前投票者の人数を、右側の目盛りは期日前投票者数を投票者数で除した割合（百分率）を表す。

※投票者数及び期日前投票者数は、衆議院議員総選挙の小選挙区、参議院議員通常選挙の選挙区における人数である。

(出典)『平成 16 年 7 月 11 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2005, pp.10-11, 13; 『平成 17 年 9 月 11 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2006, p.15; 『平成 19 年 7 月 29 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2008, pp.10-11, 13; 『平成 21 年 8 月 30 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2010, p.15; 『平成 22 年 7 月 11 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2011, pp.10-11, 13; 『平成 24 年 12 月 16 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2013, p.15; 『平成 25 年 7 月 21 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2014, pp.11-12, 14; 『平成 26 年 12 月 14 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2016, p.15; 『平成 28 年 7 月 10 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2017, pp.11-12, 14; 『平成 29 年 10 月 22 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2019, p.16 を基に筆者作成。

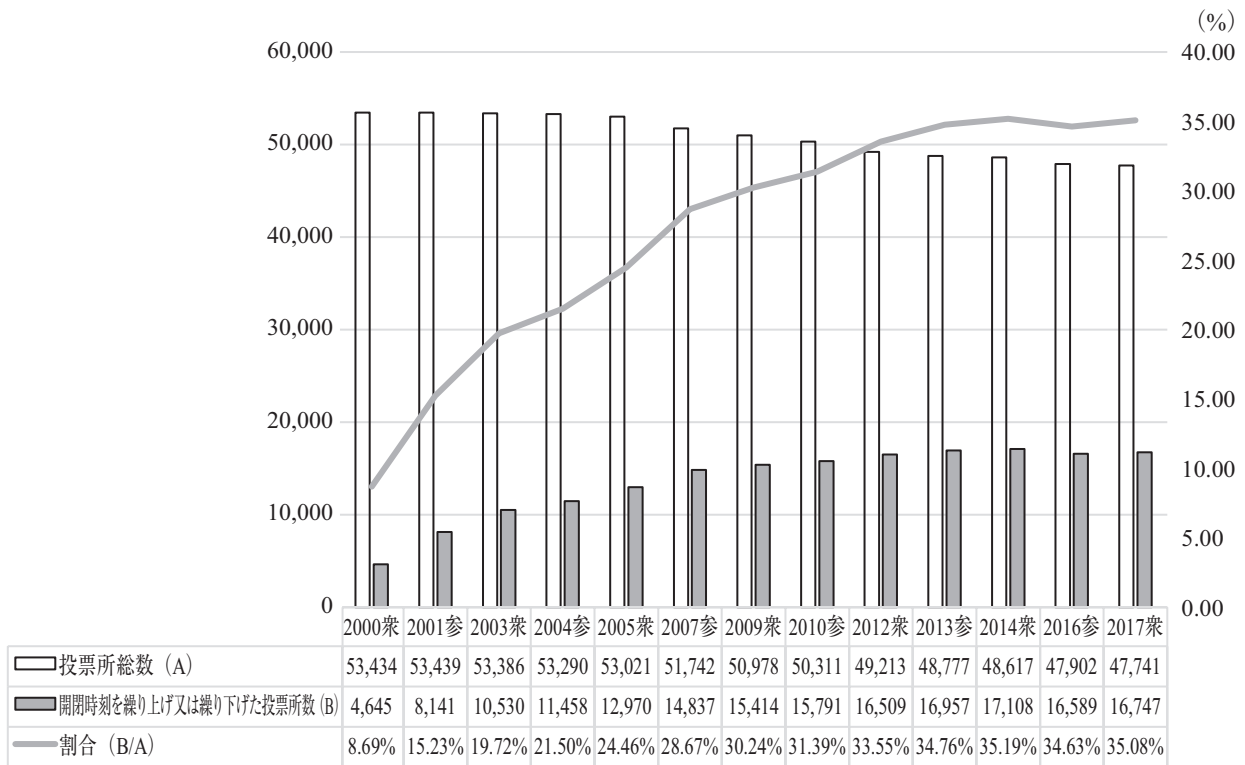


別図10 国政選挙における期日前投票所数等の推移



※左側の目盛りは期日前投票所数を、右側の目盛りは期日前投票所のショッピングセンター等への設置数を表す。  
 ※ショッピングセンター等への設置数については、出典とした資料において当該設置数が掲載されるようになった  
 2009（平成21）年衆議院議員総選挙以降の推移をグラフ化した。  
 （出典）『平成16年7月11日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2005，p.34；『平成17年  
 9月11日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部，2006，  
 pp.202-209，214-215；『平成19年7月29日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2008，  
 p.34；『平成21年8月30日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選  
 挙部，2010，pp.276-279；『平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2011，  
 p.35；『平成24年12月16日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選  
 挙部，2013，p.36；『平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2014，p.39；  
 『平成26年12月14日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部，  
 2016，p.35；『平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部，2017，p.39；『平成  
 29年10月22日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部，2019，  
 p.36を基に筆者作成。

別図 11 国政選挙における投票所数及び開閉時刻変更状況の推移



※左側の目盛りは投票所総数と開閉時刻を変更した投票所数を、右側の目盛りは開閉時刻を変更した投票所数を投票所総数で除した割合（百分率）を表す。

※開閉時刻を変更した投票所のほとんどが、閉鎖時刻の繰上げのみを行った投票所である。例えば、2016（平成 28）年参議院議員通常選挙において閉鎖時刻の繰上げのみを行った投票所数は 16,481 で、開閉時刻を変更した投票所数に占める割合は、99.35%である。

（出典）『平成 12 年 6 月 25 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』自治省選挙部, 2000, pp.32-33; 『平成 13 年 7 月 29 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2002, p.33; 『平成 15 年 11 月 9 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2004, pp.32-33; 『平成 16 年 7 月 11 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2005, pp.36-37; 『平成 17 年 9 月 11 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2006, p.35; 『平成 19 年 7 月 29 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2008, pp.36-37; 『平成 21 年 8 月 30 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2010, p.37; 『平成 22 年 7 月 11 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2011, pp.37-38; 『平成 24 年 12 月 16 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2013, p.38; 『平成 25 年 7 月 21 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2014, pp.41-42; 『平成 26 年 12 月 14 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2016, p.37; 『平成 28 年 7 月 10 日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2017, pp.40, 42; 『平成 29 年 10 月 22 日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』総務省自治行政局選挙部, 2019, pp.37, 40 を基に筆者作成。